

## 学長の再任の審査結果について

平成30年2月23日  
国立大学法人一橋大学学長選考会議

本日、国立大学法人一橋大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、国立大学法人一橋大学学長選考規則（平成19年規則第146号。以下「学長選考規則」という。）第7条の2の規定に基づき、再任の可否の審査を行った結果、蓼沼宏一学長の再任を可とすることを決定しました。

このため、国立大学法人法（平成15年法律第120号）第12条第8項及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

### 記

1. 学長候補者氏名 蓼 沼 宏 一（た で ぬ ま こういち）
2. 任 期 平成30年12月1日～平成32年11月30日
3. 審 査 結 果 再任を可とする
4. 審 査 理 由

国立大学法人一橋大学学長選考会議は、蓼沼宏一学長の現在の任期が平成30年11月30日をもって満了となることから、学長選考規則第7条の2の規定により、業務執行状況の確認、所信表明書等の審査及び面談を実施した結果、再任を可とする決定をした。

同学長は、「国立大学法人一橋大学長に求められる資質と能力」（平成27年10月23日学長選考会議）にある資質及び能力を有していると認められること、また、国際的・学際的な世界最先端の研究の推進、質の高いグローバル人材の育成及び世界水準のプロフェッショナル・スクールの構築を目標に掲げ、リーダーシップを発揮して、様々な施策を着実に実行し成果をあげていることから、今後2年間も、社会科学における最高水準の教育研究拠点を実現していくために、一橋大学の学長として、適任と判断した。

## 5. 審査の過程

- 平成29年11月24日（金）学長選考会議を開催し、次のことを行った。
  - ・ 再任審査スケジュールについての確認
  - ・ 再任の意思確認方法の決定
  - ・ 学長に再任の意思がある場合の審査実施手順の決定
  - ・ 審査にあたり使用する資料の決定
  
- 平成29年12月1日（金）学長選考会議議長が、学長に、再任の意思に関する回答書の提出及び再任の意思がある場合の所信表明書等の作成を依頼した。
  
- 平成30年1月12日（金）学長選考会議議長が、学長から、次のものを受理した。
  - ・ 再任の意思がある旨の回答書
  - ・ 所信表明書
  - ・ 平成29年4月から11月までの大学運営主要業績
  
- 平成30年1月19日（金）学長選考会議を開催し、次のことを行った。
  - ・ 学長選考会議委員と学長との面談
  - ・ 所信表明書等の審査
  
- 平成30年2月23日（金）学長選考会議を開催し、次のことを行った。
  - ・ 再任を可とする決定
  - ・ 再任審査結果の公表内容の決定

以上